

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 10 月 06 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉川 昌孝
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

少額投資非課税制度 (NISA) の利用状況と今後の動向

NISA の利用状況

NISA は英国の ISA をモデルに、今年 1 月に導入された個人向けの投資優遇制度です。国内に住む 20 歳以上の
 人なら所得額にかかわらず誰でも利用ができ、専用の口座を開くことで、元本で年 100 万円を上限に、株式や投
 資信託への投資で得た配当や売却による利益を 5 年間に渡り、非課税とすることができます。ただし、他の口座で
 発生した配当や売却益との損益通算はできないことになっていますので、要注意です。

金融庁発表の「NISA 口座の利用状況等について」によると、3 月末時点の口座数は 650 万 3,951 口座にの
 ぼり、投資総額は 1 兆 3 4 億 4,608 万円に達しました。ただし、投資総額の 6 割超が 60 歳以上と隔たりがあり、
 投資家の裾野を広げて株式市場を活性化するためにも、この熟年層が持つ余裕資産の若年層への移転を後押しする
 拡充策の検討が、今後の課題とされています。

今後の動向

税制を所管する麻生財務・金融相が NISA の拡充に意欲を示したことで、NISA が年末の税制改正論議の焦点と
 なりそうです。政府は①年間の非課税枠の引き上げ、②非課税期間の延長、③対象年齢の引き下げ、④子ども版 NISA
 の創設を軸に、今後、政府・与党で議論し、年末にまとめる 2015 年度の税制改正大綱に盛り込む予定としてい
 ます。この拡充案は、早ければ 2016 年から適用されることが予想されます。

政府内での拡充案

① 年間の非課税枠	200 万円～300 万円に引き上げ?
② 非課税期間	5 年から 10 年程度に段階的に延長?
③ 対象年齢	20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ?
④ 子ども版 NISA の創設	子供の為に、祖父母や親が非課税で投資?

子ども版 NISA の創設

子ども版 NISA は祖父母や両親が孫や子供の名義で投資をする場合、元本が年 100 万円以下であれば、配当や
 売却益を非課税にするという制度です。この制度は金融界からの求めを受け、金融庁が今後、年末の税制改正大綱
 に向け与党と調整し詳細を詰めていくこととしています。

子ども版 NISA の投資上限は、現行の大人版と同じ年 100 万円で、利用対象者は 18 歳以下となっており、大
 人版と大きく違う点は、引き出しに制限がかかるという点です。災害等による生活の困窮などは例外として、原則
 として 18 歳までは、非課税では引き出せないこととする案が有力です。今後、英国の「ジュニア ISA」を参考に
 制度を設計し金融界と調整を行っていくこととしています。

なお、この子ども版 NISA の元本は祖父母や両親から孫や子への贈与となり、暦年贈与の基礎控除額は年間 1
 10 万円であるため、NISA が別枠で非課税贈与とならない限り、NISA 資金以外にも贈与を受けて合計額が年間 1
 10 万円を超える場合は、贈与税がかかりますので注意が必要です。

子ども版 NISA が創設された場合、NISA を通じ投資できる対象者は約 200 万人にのぼるとされていますが、
 子ども版 NISA に限らず、NISA 資金を祖父母親世代から贈与してもらい、その資金による投資を促したいと考
 えています。つまり、約 1600 兆円の個人の金融資産の過半を持つ 60 歳以上の祖父母親世代の資金運用に期待し
 ているようです。

まとめ

株式等の配当や譲渡益には 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の所得税及び復興特別所得税が課せられます
 が、NISA を使えば無税で配当や譲渡益を受け取ることができます。その反面、譲渡損は切り捨てられることにな
 ります。NISA の動向により株式市場がどうなるのかが、今後の注目すべきポイントです。もし今後、子や孫への
 贈与を考えていらっしゃるお客様がおられましたら、是非、お気軽に弊社までご連絡下さいませ。担当者がご相談
 にのらせて頂きます。(出典: 金融庁「NISA 口座の利用状況等について」、日本経済新聞)